



平成 28 年 3 月 18 日

各位

上場会社名 トミタ電機株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 神谷 哲郎
(コード番号 6898 JASDAQ)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 太田 寛
(TEL 0857-22-8441)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更 ならびに役員人事に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更を決定いたしました。また、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行時期

平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会において、会社法上必要な定款変更に関する議案の承認をもって、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について（平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会へ付議）

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 26 条第 2 項の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては各監査役の同意を得ております。

- ③資本政策および配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の規定の新設ならびに内容が一部重複することになる現行定款第7条および第39条の削除等所要の変更を行うものであります。
- ④監査役に関する規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則として設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容につきましては【別紙】のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成28年4月26日

定款変更の効力発生日（予定） 平成28年4月26日

3. 役員人事について（平成28年4月26日開催予定の第65期定時株主総会へ付議）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	新職	現職	備考
神谷 哲郎	同右	代表取締役社長	再任
太田 寛	同右	取締役管理本部長	再任
白間 広章	同右	取締役総合技術部長	再任
神谷 陽一郎	同右	取締役	再任

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新職	現職	備考
西尾 慎一	社外取締役（監査等委員）	社外監査役（常勤）	新任
大田原 俊輔	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任
山本 庄英	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新職	現職	備考
黒坂 幸夫	社外取締役（監査等委員）		新任

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条 (条文省略) (員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、5名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第7条～第16条 (現行どおり) (員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、5名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、補欠の監査等委員が監査等委員に就任した場合は、当該補欠の監査等委員としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p>
<p>(中間配当)</p>	<p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p></p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
<p></p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>